

訪問看護とは



ご自宅に看護師がお伺いして在宅療養をサポートします

サービス内容

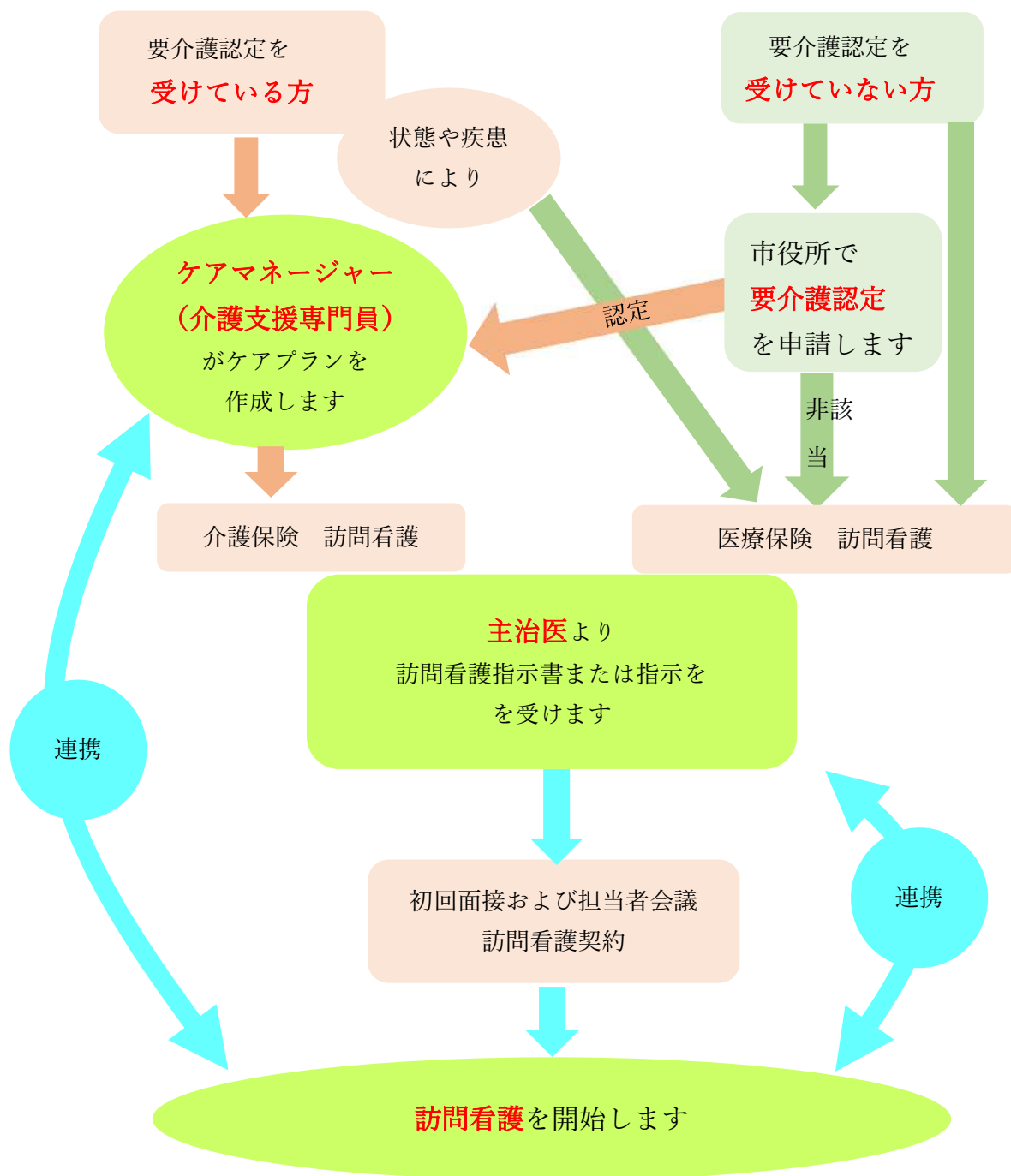
- ・身体的状況や病状観察、健康管理
- ・栄養、清潔、排泄の世話
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方への看護
- ・褥瘡の予防、処置、指導
- ・カテーテルの管理

- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・在宅療養に関するご相談や助言
- ・医療処置や医療機器の管理
(主治医の指示がある場合)
- ・ターミナルケア(終末期看護)
- ・関係機関との連絡調整
- ・介護者支援(病院受診送迎不可)

困っていることはありませんか？



訪問看護のお申し込みからサービス開始まで



お問い合わせ先

医療法人 清梁会 高梁中央病院 在宅サポート室

〒716-0033 岡山県高梁市南町 53 番地

電話番号：0866-21-1088 FAX 番号：0866-21-1066 携帯番号：090-9068-6979

営業日：月曜日～土曜日 営業時間：8：30～17：00（緊急連絡は携帯電話へ 24 時間可）

休業日：日曜日、国民の祝日、夏期休暇（8/14～15）、年末年始（12/30～1/3）

サービス提供実施地域：旧高梁市（宇治・中井・高倉・玉川を除く）、上記以外にお住まいの方もご相談ください。

訪問看護利用料 介護保険

要介護認定者のみ要支援認定者ではありません。

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担（10割負担）となります。

●基本利用料（1回あたり）※地域区分別1単位の単価：10円

介護度区分	所要時間	訪問看護費単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5の方	20分未満	265単位	265円	530円	795円
	30分未満	398単位	398円	796円	1,194円
	30分以上 60分未満	573単位	573円	1,146円	1,719円
	60分以上 90分未満	842単位	842円	1,684円	2,526円

(准看護師 90/100) 早朝 6～8時⇒1.25倍 夜間 18～22時⇒1.25倍 深夜 22～6時⇒1.5倍

●新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価として基本報酬に0.1%上乗せ
(令和3年4月1日より9月末日まで)

●加算

加算の種類	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	過去2か月間に訪問看護を受けていない場合で、新たに訪問看護計画書を作成した場合に、初回訪問月に1回算定	300単位	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族が緊急時の訪問看護や営業時間外でも電話相談のできる体制を希望し、加算の同意をした場合(月額)	315単位	315円	630円	945円
特別管理加算(Ⅰ)	利用者が厚生労働大臣の定める状態に該当する場合(月額)	500単位	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	利用者が厚生労働大臣の定める状態に該当する場合(月額)	250単位	250円	500円	750円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	勤続年数7年以上のものが占める割合30/100以上、計画的な研修実施、健康診断を定期的に行っている(1回あたり)	6単位	6円	12円	18円
ターミナルケア加算	死亡日、及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を実施した場合に死亡月に算定(※対象:要介護1～5の方)	2,000単位	2,000円	4,000円	6,000円
複数名管理加算 30分未満	同時に複数の看護師により訪問看護を行った場合(1回あたり)	254単位	254円	508円	762円
複数名管理加算 30分以上	同時に複数の看護師により訪問看護を行った場合(1回あたり)	402単位	402円	804円	1,206円
中山間地域等居住者加算	旧高梁市(宇治・中井・高倉・玉川は除く)以外の方	1.05倍			
中山間地域等の小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在し、1月当たりの延べ訪問回数が100回以下の事業所	1.10倍			

●その他(保険対象外)

・長時間利用料：1時間30分を超える場合は、超過時間30分につき1,000円(外税)負担(特別管理加算対象者以外)

・死後の処置料：12,000円(外税)

・サービス提供に必要な費用のある場合は実費負担

訪問看護利用料 医療保険

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は加入する健康保険別の割合に応じて負担いただきます。

医療保険の訪問看護を利用できる方は主治医が訪問看護の必要を認めた以下の方です。(基本週3回まで、条件により週4回以上可能)

- ① 介護保険の対象でない(非該当)方
- ② 介護保険の被保険者うち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や状態の方
- ③ 介護保険利用中特別訪問看護指示が主治医より出た方

●基本利用料(1回あたり) ※1単位の単価: 10円

訪問回数	在宅訪問患者指導料	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
週3回目まで	580単位	580円	1,160円	1,740円
週4回目以降	680単位	680円	1,360円	2,040円

早朝(6~8時) ⇒ 210単位/回 夜間(18~22時) ⇒ 210単位/回 深夜(22~6時) ⇒ 420単位/回

●新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨床的な取り扱いにて医科外来感染症対策実施加算5単位(令和3年4月1日より9月末日まで)

●加算

加算の種類	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
在宅移行管理加算	利用者が厚生労働大臣の定める状態等にある者(退院時に1回のみ)	250単位	250円	500円	750円
在宅移行管理加算(重症度の高いもの)	利用者が厚生労働大臣の定める状態等にある者(退院時に1回のみ)	500単位	500円	1,000円	1,500円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方へ1日2回訪問(1日につき)	450単位	450円	900円	1,350円
	厚生労働大臣が定める疾病等の方へ1日3回以上訪問(1日につき)	800単位	800円	1,600円	2,400円
緊急時訪問看護加算	利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護行った場合(診療所または在宅療養支援病院の保険医の指示のみ)(1日につき)	265単位	265円	530円	795円
ターミナルケア療養費	死亡日、及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施した場合に死亡月に算定	2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円
複数名管理加算	同時に複数の看護師により訪問看護を行った場合(一回あたり)	450単位	450円	900円	1,350円

●その他(保険対象外)

- ・死後の処置料: 12,000円(外税)
- ・交通費(一律片道換算・外税)
 - 10km未満 250円
 - 10~20km未満 300円
 - 20~30km未満 400円
 - 30km以上 500円
- ・サービス提供に必要な費用のある場合は実費負担